尾張旭市情報資産管理システム更新事業　調達仕様書

尾張旭市企画部情報政策課

第１編　はじめに

１　事業の目的

尾張旭市情報資産管理システム更新事業（以下「本事業」という。）は、現在運用している情報資産管理システムについて、導入から１０年が経過するため、システムを更新することにより、情報資産管理に関する運用業務の高度化、効率化を図るとともに、令和４年度に発覚した元職員による公金詐取を受け、情報セキュリティ対策の強化を図ることを目的とする。

２　情報資産管理システムに求める基本要件

⑴　情報セキュリティ対策と情報資産管理を一元的に行うことができるパッケージシステムであること。

⑵　官公庁での稼働実績が豊富なシステムであること（令和５年３月１日時点で、１００以上の自治体で稼働中であることを目安とする。）。

⑶　本市規模（端末台数８６０台）を運用管理できること。

種類	台数（予定）
マイナンバー利用事務系	２０５台（物理ＰＣ）
ＬＧＷＡＮ接続系	６４０台（物理ＰＣ）
あいち情報セキュリティクラウド接続系	１５台（物理ＰＣ）
合計	８６０台

※　ＬＧＷＡＮ接続系の物理ＰＣは、リモートデスクトップを通してあいち情報セキュリティクラウド接続系に接続する。

⑷　現行の情報資産管理システム「ＭＯＴＥＸ　ＬａｎＳｃｏｐｅ　Ｃａｔ（Ｖｅｒ．９．１．０．９）」と同様の機能を有することを前提とした上で、本市が指定する機能を備え、本市に有益と思われる機能について提案すること。なお、現行の情報資産管理システムの主な機能は以下のとおり。

ア　資産管理機能

・　端末のハードウェア情報を収集及び管理する機能
・　端末のソフトウェア情報を収集及び管理する機能
・　不正に接続された機器を検知し、管理者に通知する機能

イ　ソフトウェア資産管理機能

・　導入ソフトウェアのライセンスを台帳管理する機能
・　端末ごとのアプリケーションの稼働を管理する機能

ウ　ファイル配布機能

ソフトウェアや更新プログラムを配布し、自動インストールする機能

エ　デバイス管理機能

ＵＳＢメモリ等のデバイス利用を一元管理し、制御する機能

オ　リモートコントロール機能

管理者の端末から利用者の端末を遠隔操作する機能

カ　ログ管理機能

端末の操作をログとして記録する機能

キ　操作アラート機能

特定の操作が発生した場合に、端末にメッセージ表示等をする機能

第２編　調達の概要

１　調達範囲

以下の調達を一括して行うものとする。

⑴　情報資産管理システム構築業務

ア　パッケージシステムの選定

イ　機能説明

ウ　パラメータ説明・設定

エ　システム環境セットアップ

オ　パッケージシステムセットアップ

カ　端末へのクライアントモジュールセットアップ（全台）

キ　開発元講師による管理者への操作説明・研修

ク　情報資産管理システムに適した稼働後のシステム環境保守の提案

ケ　旧システムのログデータの保存方法の提案及び設定

⑵　情報資産管理システム保守業務

ア　システム保守（メジャーバージョンアップを含む）

イ　システムの運用支援

ウ　問い合わせサポート

エ　障害時現地対応

オ　システム環境・ソフトウェア管理

カ　セキュリティ等に関する情報提供

キ　開発元講師による管理者への操作説明・研修（毎年実施）

２　調達の内容

本事業における調達内容は以下のとおりとする。

⑴　各要件を満たすパッケージシステムの選定

⑵　情報資産管理システムに適した稼働後のシステム環境保守の提案

⑶　情報資産管理システムの構築及び初期動作確認等の役務

⑷　稼働後の情報資産管理システムの運用等に係るサポートサービス等の提供

⑸　旧システムのログデータの保存方法の提案及び設定

３　納品物等

⑴　納品物及び納品期限

本事業における納品物は以下の表のとおりとする。それぞれの様式及び納品期限については、協議により別途定める。

納品物は、専門用語には説明を付すなど、必要に応じ、適切な情報を追加すること。また、納品の際には、市の求めに応じて内容の説明を行うこと。

納品物	内容
システム本体	システムの環境構築を行い、利用可能な状態で納品する。 ・本システム一式
ドキュメント類	システムの環境構築に伴い作成した各種ドキュメント類を納品する。 ・プロジェクト関連資料一式（プロジェクト管理資料等） ・設計書類一式（要件定義書、構築作業手順書、パラメータ等） ・設定完了報告書一式（設定確認資料、動作確認報告書等） ・マニュアル類（システム管理者用マニュアル等） ・その他（市との打合せ議事録等）

⑵　納品形態

成果物は、ＣＤ－Ｒ等通常のパソコンで利用可能な媒体に格納した電子データと紙面に印刷したもの１部をセットにして納入すること。

４　調達スケジュール

本稼働日は令和５年１０月１日とし、調達スケジュールは下表のとおりとする。なお、スケジュールの変更が必要な場合は、本市と調整のうえ決定するものとする。

	作業区分	令和４年度	令和５年度						
		３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月
1	企画提案書提出期間	■	■						
2	業者決定			■					
3	ソフトウェア賃貸借入札・契約			■	■				
4	構築契約・構築			■	■	■	■	■	
5	ソフトウェア納品					■			
6	保守契約							■	
7	運用開始								■

５　契約期間及び契約形態

⑴　情報資産管理システム構築

契約締結の翌日から令和５年９月３０日まで

委託契約

⑵　情報資産管理システム保守

令和５年１０月１日から令和１０年９月３０日まで（６０か月間）
（地方自治法第２３４条の３の規定による長期継続契約）

第３編　導入システムの要件

１　機能要件

新システムで主に必要とする機能は以下のとおりとし、詳細については、様式７－１「機能確認表」のとおりとする。

様式７－１「機能確認表」以外で、パッケージシステムの機能として、本市にとって有効と思われる機能があれば提案書の「独自提案」に記載すること。

⑴　管理コンソール機能
⑵　資産管理機能
⑶　ソフトウェア資産管理機能
⑷　ファイル配布機能
⑸　デバイス管理機能
⑹　リモートコントロール機能
⑺　ログ管理機能

端末からファイルサーバへの操作をログとして記録する機能を有すること。操作ログを記録する対象のファイルサーバは、以下のサーバを想定すること。

種類	型番・仕様等	台数
ＬＧＷＡＮ接続系ファイルサーバ	Windows Server 2019 で稼働	２台
あいち情報セキュリティクラウド接続系共有フォルダサーバ	Windows Server 2019 で稼働	１台
ＧＩＳ用共有フォルダ（ＮＡＳ）	TS-RXL/R5	１台
広報用共有フォルダ（ＮＡＳ）	TS5210DN0202	１台
合計		５台

⑻　操作アラート機能
⑼　不許可端末遮断機能
⑽　セキュリティ対策強化機能

２　画面要件

管理者画面は、機械翻訳ではない日本語で表示でき、操作に迷うことなく操作できるよう考慮されていること。

警告等のメッセージは、利用者やシステム管理担当職員が内容を理解し、対応を判断できるよう、適切な文言が用いられていること。または、メッセージの編集が可能であること。

３　ログ及びバックアップに関する要件

⑴　ログの取得及び管理

ログの種類、取得頻度、暗号化等を含めたログの保存方法や将来的な運用方法につ

いて、企画提案書の「導入システムの要件」に記載すること。

⑵　バックアップの取得及び管理

システム障害や災害等に備え、情報資産管理システムの設定等の各種データ及びログ等について、適切な時期にバックアップを取得することとし、当該バックアップの計画を企画提案書の「導入システムの要件」に記載すること。

また、バックアップからの復旧の必要が生じた際に、確実な復旧が行えるよう手順等を整備すること。

4　情報資産管理システムの対象機器

⑴　資産管理の対象とする端末の種類は、以下のとおりとする。

種類	台数（予定）
マイナンバー利用事務系	２０５台（物理ＰＣ）
ＬＧＷＡＮ接続系	６４０台（物理ＰＣ）
あいち情報セキュリティクラウド接続系	１５台（物理ＰＣ）
合計	８６０台

※　ＬＧＷＡＮ接続系の物理ＰＣは、リモートデスクトップを通してあいち情報セキュリティクラウド接続系に接続する。

⑵　資産管理の対象とする端末の仕様は、以下のとおりとする。

項目	仕様
ＯＳ	Windows10（Enterprise LTSC 10.0.17763又はPro 10.0.17763）以上
ＣＰＵ	Intel Core i3-3110M以上
記憶装置	HDDまたはSSD 160ＧＢ以上
メモリ	4GB 以上
ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome
ウイルス対策ソフト	ウイルスバスター　コーポレートエディション　Plus

⑶　端末では他のアプリケーションも使用するため、導入時の動作検証について協力すること。

5　拡張性・柔軟性及び上位互換性要件

⑴　拡張性・柔軟性要件

端末台数や利用拠点・部署の増加に対応できるよう、システムの拡張性を確保すること。

⑵　上位互換性要件

パッケージシステムについて、保守契約の範囲内で導入製品を更新できるライセンスとすること。

なお、保守・運用期間中に発生する機能更新への製品動作検証及び必要な場合は改修について要する期間の目安を企画提案書に記載すること。

更新作業は、別途費用とする。

６　ネットワーク要件

⑴　本市のＬＧＷＡＮ接続系上でシステム構築及び稼働を行うこと。

⑵　通信ポート等の必要な情報を令和５年６月３０日までに本市に開示すること。不要と想定される通信ポートの開放を要求しないこと。

７　システムの情報セキュリティ要件

⑴　端末にインストールされた管理コンソールにはパスワードでログインし、システム及び業務へのアクセスコントロールができること。（サーバ環境へのログインには、ユーザーＩＤとパスワードにより、利用者を特定識別することが可能であること。）

⑵　適切なシステムの利用記録（利用者・管理者の特定識別、ログイン記録、操作ログ等）を取得すること。

⑶　システムへの不正なアクセスを防ぐ仕組を有していること。

⑷　情報セキュリティの向上に資する機能や取組みがある場合、企画提案書の「導入システムの要件」に記載すること。

第４編　システム機器要件

第２編に基づき選定する情報資産管理システムが正常に動作するために必要なサーバについては、市が保有するＬＧＷＡＮ系の仮想環境を令和５年９月に提供する。企画提案者は、情報資産管理システムの機能・性能及び本市の端末台数等を考慮した上で、導入期間の６０か月間は十分快適に使用することができるスペックとディスク容量を設計の上、提案を行い、市と協議して、提供される仮想環境を利用すること。

なお、仮想環境は令和５年９月１日より本番環境として利用可能な状態で提供する。サーバ環境としてマイナンバー利用事務系、ＬＧＷＡＮ接続系、あいち情報セキュリティクラウド接続系で１台のサーバ機器を構築することを前提とする。

本市として提供できる仮想環境は、以下を想定する。以下の資源で不足する場合、企画提案者が必要となる資源を別途準備すること。

項目	仕様
ＯＳ	Windows Server 2022　又は Windows Server 2019 （仮想環境で利用可能なライセンス：Windows Server 2022 Datacenter）
ＣＰＵ	8論理コア/8vCPU
記憶装置	2.4TB
メモリ	16GB

第５編　構築に係る要件

１　基本要件

本業務の選定によるパッケージシステムが正常に動作するよう、システムを構築すること。令和５年１０月１日から稼働するものとし、期限までに必要な動作確認、現行システムからのデータ移行及び管理者への操作説明・研修を実施すること。

2　動作確認要件

⑴　本システムの本稼働までに必要な動作確認を行い、市の承認を受けること。

⑵　市が指定する期日までに設定を完了するものとし、設定完了報告書を作成し、提出すること。

⑶　動作確認の実施方法、内容、実施時期などについて提案すること。

3　構築要件

⑴　構築計画の策定

構築に係る作業は、作業計画書としてまとめ、市の承認を得た上で実施すること。

新システム構築に際し、可能な限り職員にデータ入力等の事務負荷が生じないよう方式を検討すること。

通常の業務の妨げとならないようネットワークにかかる負荷、業務が繁忙となる時期や時間帯を考慮した上で策定し、実施すること。

⑵　構築対象データ

原則として、新システムで取得可能な全ての資産情報及び新システムの機能を利用するために必要な情報を構築対象データとする。

⑶　権限設定等

新システムの利用を開始するにあたり必要となる市の組織情報や職員情報、デバイス制御等の登録及び権限設定等を行うこと。

⑷　構築に係る留意事項

端末への展開は基本的にネットワーク経由で自動的に実施されるようにすること。このとき、ＬＧＷＡＮ接続系については、情報政策課長から了解を得た上で現行システムＬａｎｓｃｏｐｅ　Ｃａｔを利用することは差し支えない。また、マイナンバー利用事務系については、現行システムＬａｎｓｃｏｐｅ　Ｃａｔが未導入であることを踏まえたうえ、企画提案者がエージェントの展開作業を全台実施すること。

やむを得ずネットワーク経由で自動的に実施できない端末にも手動展開できるよう、設定済みのインストーラファイル及び導入手順を作成し、提供すること。ネットワーク経由での展開が実施できない端末の台数を確認し、これらに対するインストーラファイルの配布方法は、市と協議すること。

対象端末に対して確実に導入されたことを確認し、漏れのないよう管理すること。導入が確認できた端末で稼働する現行システムＬａｎｓｃｏｐｅ　Ｃａｔソフトウェアを市が指定する設定でアンインストールすること。

4　管理者への操作説明・研修要件

⑴　研修の内容

職員が新システムの概要を理解し、操作方法等を習得するため、マニュアル及び研修用テキストを作成の上、提案システム開発元講師の派遣により、職員に対する研修を実施すること。研修の種類及び対象者は、以下のとおり。

項目	内容

対象者	５名（情報政策課職員）
研修内容	管理者が修得すべき機能・操作
想定回数	１回（システム切替までに実施）
実施場所	尾張旭市役所

⑵　研修計画の策定

研修の具体的な内容や日程・時間等について記載した計画書を作成し、市の承認を得た上で実施すること。

⑶　研修環境

研修会場、スクリーン、プロジェクター及び受講者用端末は市が用意する。

研修用テキストは、受託者が受講者数分を準備の上、研修会場に持参すること。

第６編　旧システムのログデータの保存方法

本業務により、現行システムＬａｎｓｃｏｐｅ　Ｃａｔから新システムに変更する場合、現行システムのログデータの保存方法について提案し、実施すること。なお、ログデータの容量は約３００ＧＢである。ログデータの掃き出しは別途市が実施する。

第７編　運用要件

１　対応時間

運用支援の対応時間は、平日の８時３０分から１７時３０分までを必須とすること。その他の時間についての対応が可能な場合は、様式７－２の代替案等の欄にその内容を記載すること。

２　運用支援

⑴　システムの運用に関する相談やパッケージシステム操作方法、運用方法の問い合わせに対応すること。

⑵　障害の発生を未然に防止する機能又は速やかに発見できる機能を有すること。

⑶　データの消失を防ぐため、定期的にバックアップを行うこと。

⑷　障害発生時等に、バックアップしたデータから速やかに復旧できること。

⑸　パッケージシステムの基本機能に関するバージョンアップ情報を随時提供すること。

⑹　Ｗｅｂ方式の場合は、ブラウザのバージョンアップ版が公表された時、構築システムの動作検証、状況に応じて新バージョンへのバージョンアップ作業計画を行い、市と協議すること。

⑺　サーバＯＳやクライアントＯＳ等のバージョンアップ版が公表された時は、構築システムの動作検証、状況に応じて新バージョンへのバージョンアップ作業計画を行い、市と協議すること。

⑻　保守契約期間中はマイナー、メジャー、後継品を問わず、ミドルウェア含め常に最新版のプログラム提供を行うこと。

⑼　システムの見直しや、機器の追加及び次期システムの検討など現状を考慮した助

言・相談対応をすること。

⑽　本業務で導入するシステムの契約期間が終了する際に、操作ログ等のデータを保管、閲覧できるよう汎用的なデータ形式で６０か月分のデータを出力することができること。

⑾　管理者職員が新システムの概要を理解し、操作方法等を習得するため、マニュアル及び研修用テキストを作成の上、提案システム開発元講師の派遣により、職員に対する研修を年１回実施すること。研修の種類及び対象者は、第５編第４項に記載のとおりとする。

第８編　保守要件

１　対応時間

保守対応時間は、平日の８時３０分から１７時３０分までを必須とすること。その他の時間についての対応が可能な場合は、様式７－２の代替案等の欄にその内容を記載すること。

２　障害対応

⑴　障害発生時は、電話、メール又は訪問等にて対応すること。

⑵　不具合の修正や脆弱性への対応のため、プログラムの修繕やバージョンアップ等の必要な作業を実施し、ソフトウェアを適切に維持・管理すること。

⑶　ソフト障害が発生した場合、業務に大きな支障が出ないよう対応すること。職員の操作誤り等に起因する場合、最善の修復方法の提案を行い支援すること。

⑷　パッケージシステムの不具合が生じた場合は迅速に改修をすること。また不具合によるデータの不整合が発生した場合は本市側に負担のかからないよう責任を持って回復すること。

⑸　セキュリティ上の事故が発生した場合又はその恐れがある場合、利用記録の解析及び結果の報告を行うこと。

第９編　情報セキュリティ要件

受託者は、本調達仕様書の内容を踏まえた上で、構築する機器等のセキュリティ設計、パラメータ等の作成、すべての環境構築等に係る作業を主体的に実施すること。

本事業の調達における役務等の実施にあたっては、尾張旭市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

受託者は、セキュリティに問題が生じた場合は速やかに本市に報告し、必要な対策を講じること。

第１０編　独自提案

１　機能要件の追加表示

受託者は、第３編　導入システムの要件　１　機能要件において、本市が提示した様式７－１「機能確認表」に記載の機能以外で、パッケージシステムの機能として、本市にとって有効と思われる機能があれば提案書の「独自提案」に記載すること。

２　機能の追加提案

受託者は、本調達仕様書の内容以外に、独自で本市の業務や情報セキュリティ対策に有益と考えられる機能の追加を企画提案書に盛り込むよう努力すること。また、企画提案書に記載した内容は見積書の金額に反映すること。

第１１編　特記事項

１　再委託

⑴　再委託の制限等

受託者は原則として、受託業務の全部または一部を再委託してはならないものとする。ただし、受託者が業務の一部について再委託が必要であると判断する場合には、企画提案書の独自提案に記載すること。

⑵　再委託先の事業者の選定等

受託者は、機密情報等の安全管理のため、再委託先における組織体制の整備及び安全管理に係る基本方針及び取扱規定の策定等の内容を再委託先選定基準に定め、当該基準に従って再委託先を選定すること。また、再委託先は構築、保守運用にあたって、受託者と同等の資格を有していることを条件とする。

⑶　受託者の義務

再委託先との契約にあたっては、その契約書に再委託選定基準に定めた事項を盛り込み、再委託先に受託者と同等の義務を負わせるものとする。なお、再委託した業務に伴う当該第三者の一切の行為について、すべての責任は受託者が負うものとする。

⑷　受託者による再委託先事業者の管理等

受託者は、再委託先における再委託選定基準に定めた事項の遵守状況について定期的または随時に監査を実施するとともに、委託先が当該基準を満たしていない場合には、委託先が当該基準を満たすよう管理すること。

２　業務に関する法規への対応

受託者は、受託業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連法規、労働関係法及び関連する法令等を遵守すること。

３　著作権等

⑴　本事業の調達において納品された成果物に関する権利は、本市に帰属するものとする。ただし、受託者が自ら作成し納品した成果物に限るものとし、ソフトウェアに関する著作権等は開発事業者に帰属するものとする。

⑵　受託者が著作権を有するものであって、その全部または一部を成果物として提供する場合には、本市は受託者の承認を得たうえ、市の責任と負担により行政運営におけ

る利用目的の範囲内でこれを改変し使用することができるものとする。ただし、この場合においても、著作権等の権利は受託者に帰属する。

⑶　第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じたときは、市と受託者の双方で協議し、円満に解決を図るものとする。

4　保証

⑴　受託者は、契約期間中、本事業の調達によるソフトウェア等一式が原因で本システムが正常に動作しない場合は、本市と対策を協議の上、解決すること。

⑵　検収日より１年以内に本事業の調達の市販ソフトウェア製品（オペレーティングシステム等）及び納入成果物において受託者の責に帰すべき契約の履行について仕様書に定める要件と不適合（以下、「契約不適合」という。）が認められた場合には、受託者は必要な対応を行うものとする。なお、システムの契約不適合責任についてその所在が不明またはあいまいな事象が発生した場合は、本市及び関連業者で別途協議し対応するものとする。

5　既存システムへの影響

本事業の調達によるソフトウェアが、本システムと関係する既存システムに不具合の影響を与えた場合には、本市及び関連業者と協議の上、直ちに対策を講じ、これの対応を実施すること。

6　機密保持

⑴　受託者は、受託業務の実施の過程で本市が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ）、関連業者が提示した情報及び受託者が作成した情報を、本受託業務の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。また、契約期間終了後も同等の措置を講ずること。

⑵　受託者は、本受託業務を実施するにあたり、本市から入手した資料等については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。

ア　受託者における提供情報等の複製は原則禁止する。ただし、受託者において複製が必要であると判断した場合には、あらかじめ本市と協議を行い、その承認を得ること。

イ　受託業務に必要がなくなり次第、速やかに本市へ返却すること。

ウ　受託業務完了後は情報を削除または返却し、受託者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を本市へ提出すること。

⑶　契約期間終了後の取扱は、別に締結する契約書の定めに従うこと。